

# 規制改革会議雇用WG御説明資料

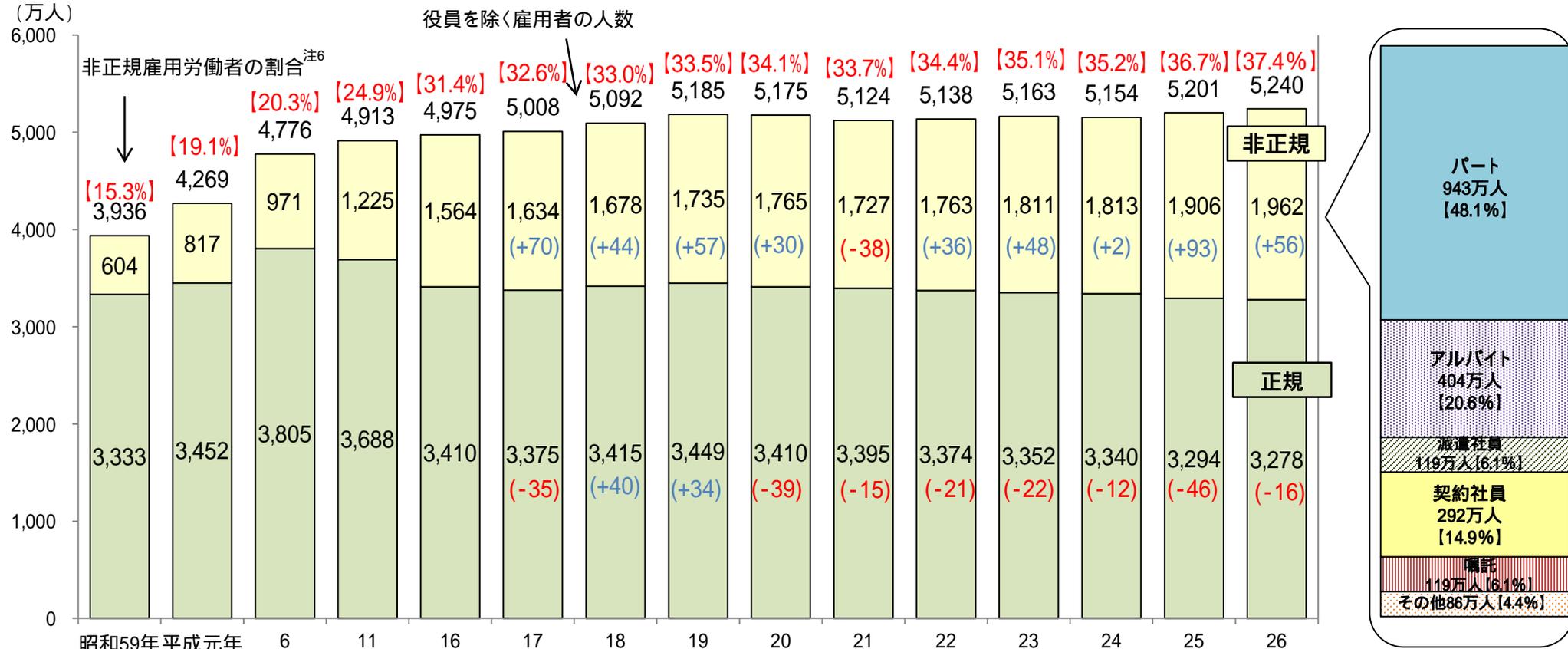
(3) 正社員、有期雇用労働者、派遣労働者などの様々な雇用形態別の処遇格差の実態及びその評価について

平成28年1月22日

厚生労働省職業安定局 派遣・有期労働対策部企画課

# 【正規雇用と非正規雇用労働者の推移】

非正規雇用労働者は、平成6年から平成16年までの間に増加し、以降現在まで緩やかに増加しています（役員を除く雇用者全体の37.4%・平成26年平均）。



(資料出所) 平成11年までは総務省「労働力調査(特別調査)」(2月調査)長期時系列表9、平成16年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)長期時系列表10

(注) 1) 平成17年から平成23年までの数値は、平成22年国勢調査の確定人口に基づく推計人口(新基準)に切替え集計した値。

2) 平成23年の数値、割合及び前年差は、被災3県の補完推計値を用いて計算した値。

3) 雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。

4) 正規雇用労働者: 勤め先での呼称が「正規の職員・従業員」である者。

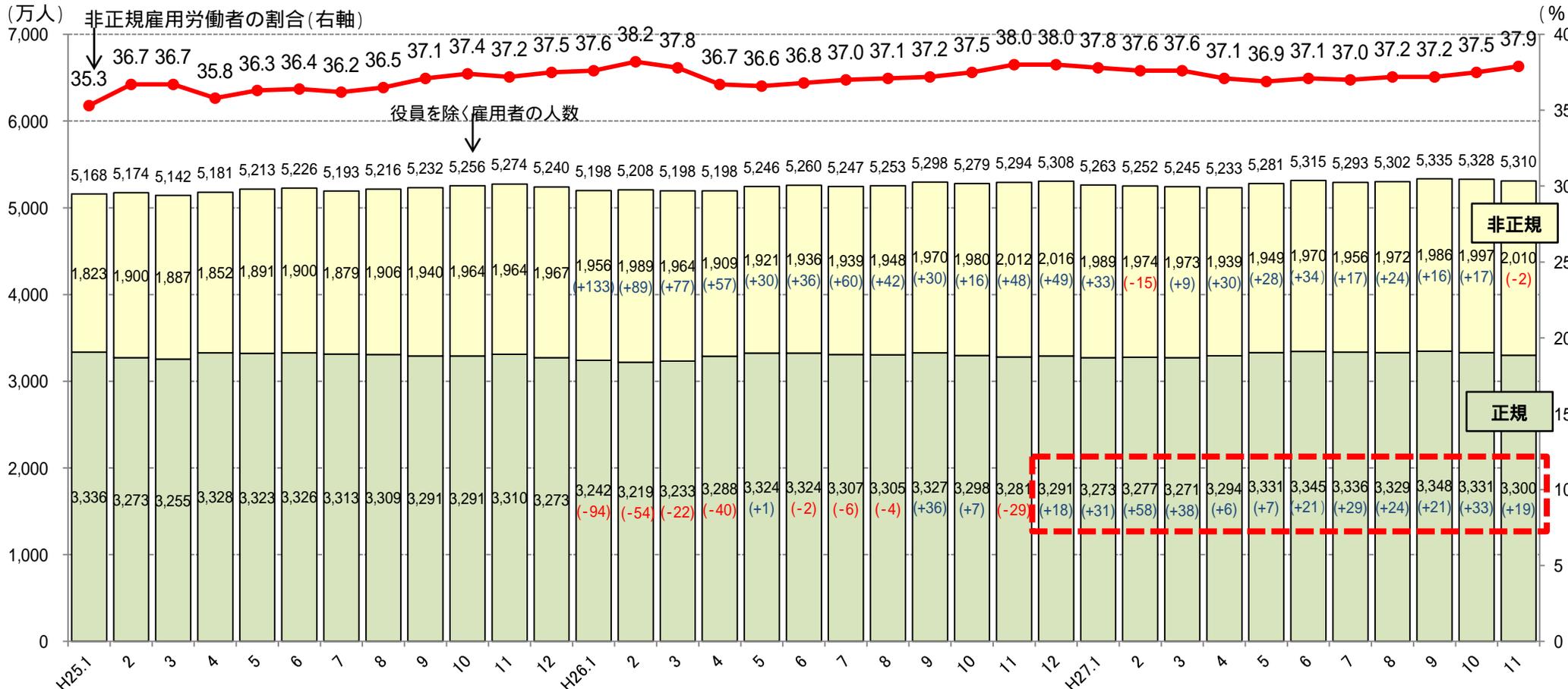
5) 非正規雇用労働者: 勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」である者。

6) 割合は、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の合計に占める割合。

# 【正規雇用と非正規雇用労働者の推移(月単位)】

平成27年11月の非正規雇用労働者は2,010万人で前年同月に比べ2万人の減少しています。  
 平成27年11月の正規雇用労働者は3,300万人で前年同月に比べ19万人の増加しています。  
 役員を除く雇用者に占める非正規雇用労働者の割合は37.9%で前年同月に比べ0.1ポイント減少しています。

増減・割合を見る場合には、季節的変動があるため、通常、前年同月との比較を行う。

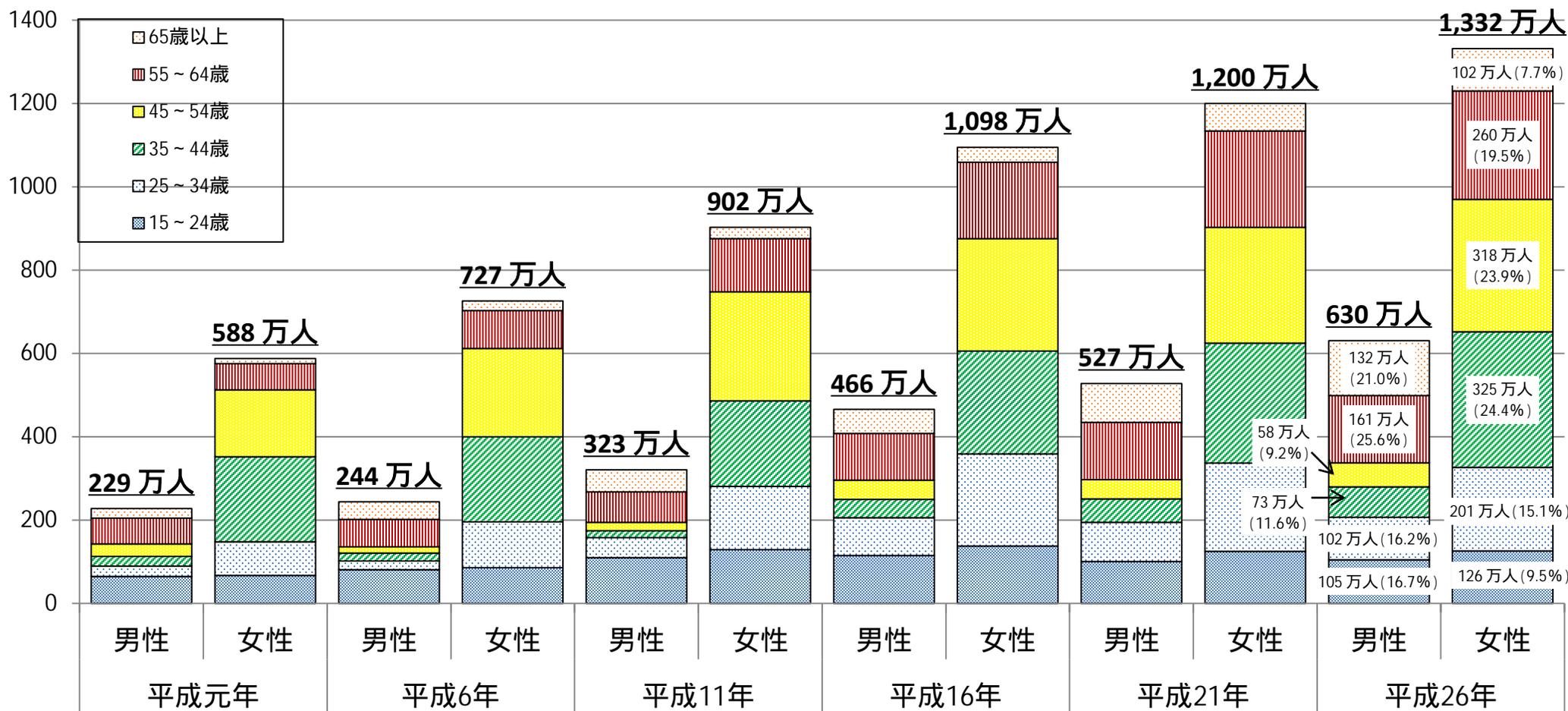


(資料出所)総務省「労働力調査(基本集計)」長期時系列表1

- 注) 1) 月単位の公表は平成25年1月から開始。
- 2) 割合は、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の合計に占める割合。
- 3) ( )の数値は対前年同月増減の数値。

# 【非正規雇用労働者の推移(年齢別・男女別)】

近年、非正規雇用労働者に占める65歳以上の割合が高まっています。



(資料出所)平成11年までは総務省「労働力調査(特別調査)」(2月調査)長期時系列表9表、平成16年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)長期時系列表10

(注)1)平成21年の数値は平成22年国勢調査の確定人口に基づく推計人口(新基準)に切替え集計した値。

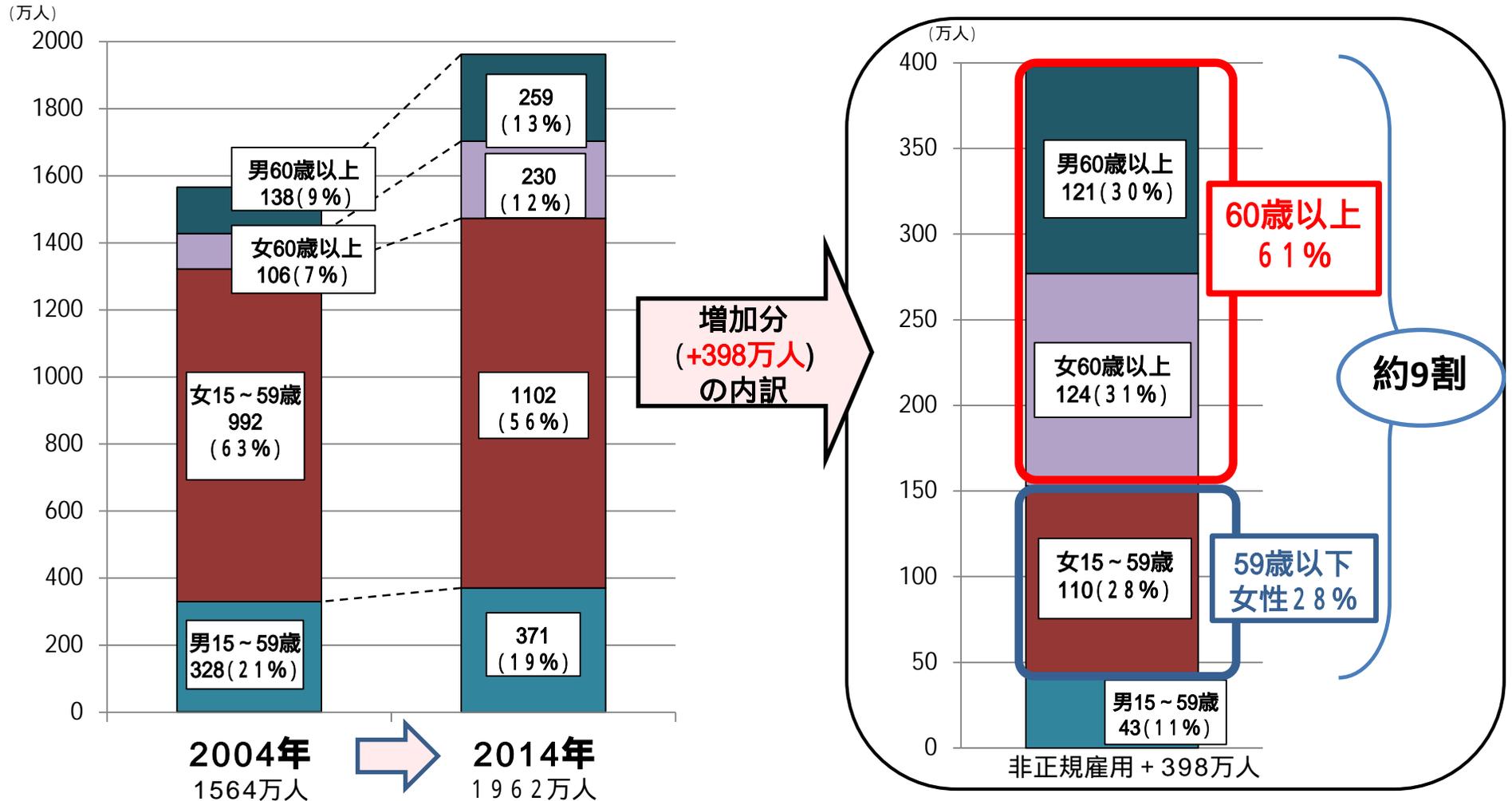
2)雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。

3)非正規雇用労働者:勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」である者。

4)割合は、非正規雇用労働者全体に占める各年齢層の割合。

# 【非正規増加の要因(2004→2014年(10年間))】

増加分のうち、約9割は、60歳以上の男女(61%)と59歳以下の女性(28%)の非正規の増加によるものです。



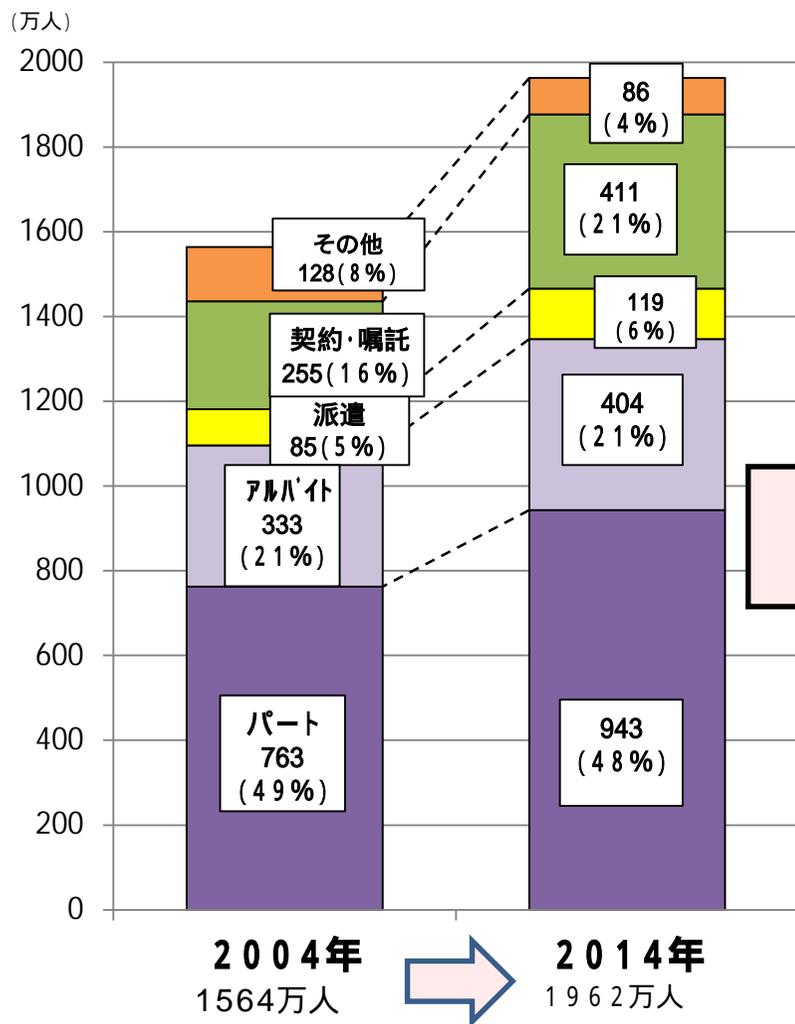
出所:総務省「労働力調査(詳細集計)」

注1) 2004年、2014年のグラフ中に示した割合は、非正規雇用労働者全体に占める各年齢別に対する割合。

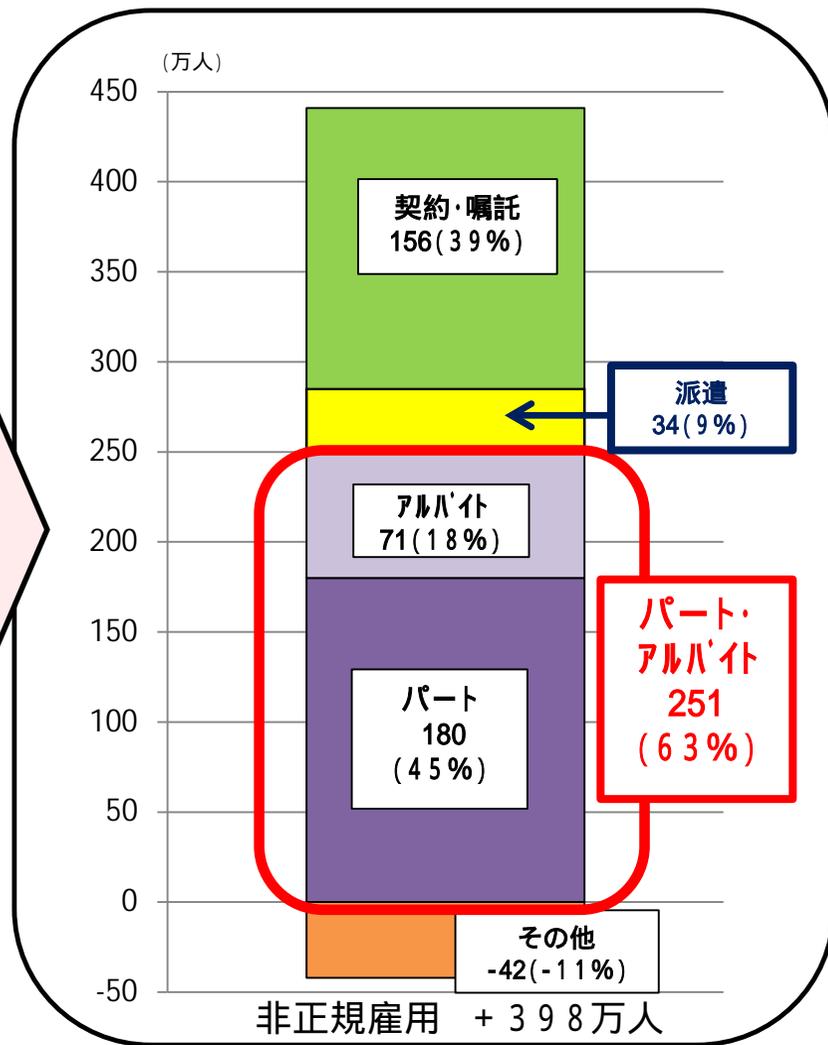
注2) 増加分のグラフ中に示した割合は、非正規雇用労働者の398万人を100とした場合の各区分の増加に対する割合。

# 【非正規増加の要因(2004→2014年(10年間))】

増加分のうち、パート・アルバイトが6割で派遣は1割弱となっています。



増加分  
(+398万人)  
の内訳



出所:総務省「労働力調査(詳細集計)」

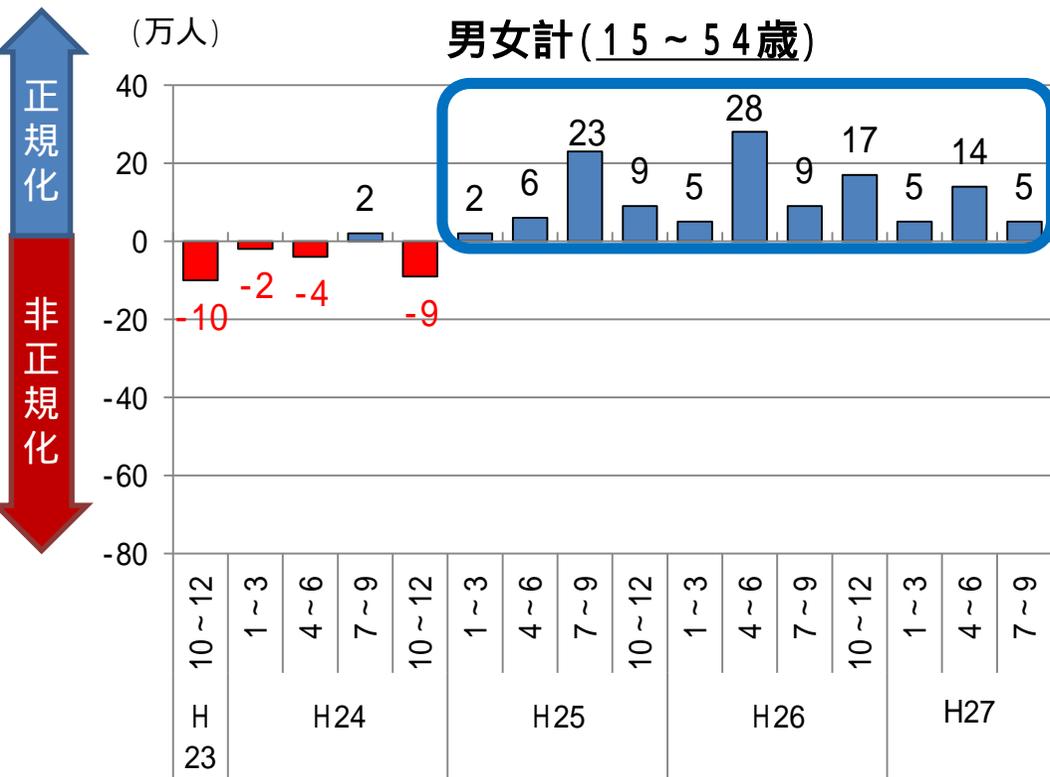
注1) 2004年、2014年のグラフ中に示した割合は、非正規雇用労働者全体に占める各雇用形態別に対する割合。

2) 増加分のグラフ中に示した割合は、非正規雇用労働者の398万人を100とした場合の各区分の増加に対する割合。

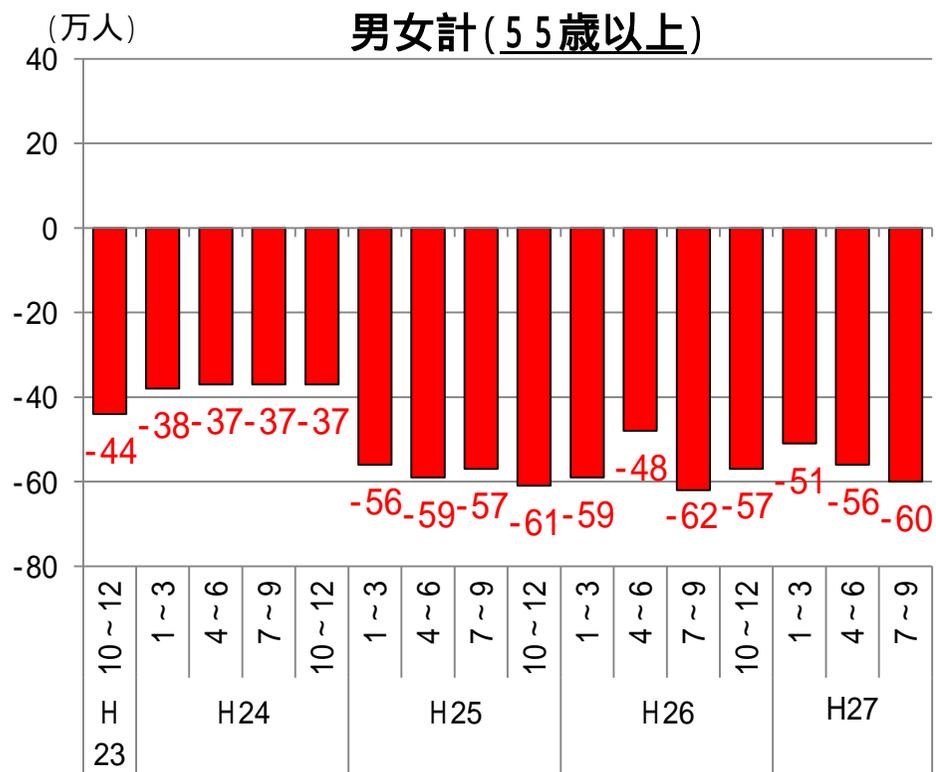
# 【非正規雇用から正規雇用への移行(男女計)】

55歳未満では、11四半期連続で正規への移行(「非正規 → 正規」)が非正規への移行(「正規 → 非正規」)を上回っています。

55歳以上では、高齢者の継続雇用が進んだことにより、非正規への移行が大きく上回っています。



非正規 正規	73	74	73	77	72	67	76	87	79	76	92	73	86	71	79	84
正規 非正規	83	76	77	75	81	65	70	64	70	71	64	64	69	66	65	79
差 分	-10	-2	-4	2	-9	2	6	23	9	5	28	9	17	5	14	5



非正規 正規	4	4	3	5	6	5	5	4	3	4	7	6	6	6	6	7
正規 非正規	48	42	40	42	43	61	64	61	64	63	55	68	63	57	62	67
差 分	-44	-38	-37	-37	-37	-56	-59	-57	-61	-59	-48	-62	-57	-51	-56	-60

## 【不本意非正規の状況】

正社員として働く機会がなく、非正規雇用で働いている者(不本意非正規)の割合は、非正規雇用労働者全体の18.1%となっています。

	人 数 (万人)	割 合 (%)
全 体	331	18.1
15～24歳	33	15.1
25～34歳	80	28.4
35～44歳	70	18.7
45～54歳	65	18.3
55～64歳	66	16.9
65歳以上	19	8.8

	人 数 (万人)	割 合 (%)
全 体	331	18.1
パート	101	11.2
アルバイト	64	16.6
派遣社員	46	41.8
契約社員	90	34.4
嘱託	19	17.9
その他	11	16.4

(資料出所)総務省「労働力調査(詳細集計)」(平成26年平均) 第 -16表

注) 1)雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。

2)非正規雇用労働者:勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」である者。

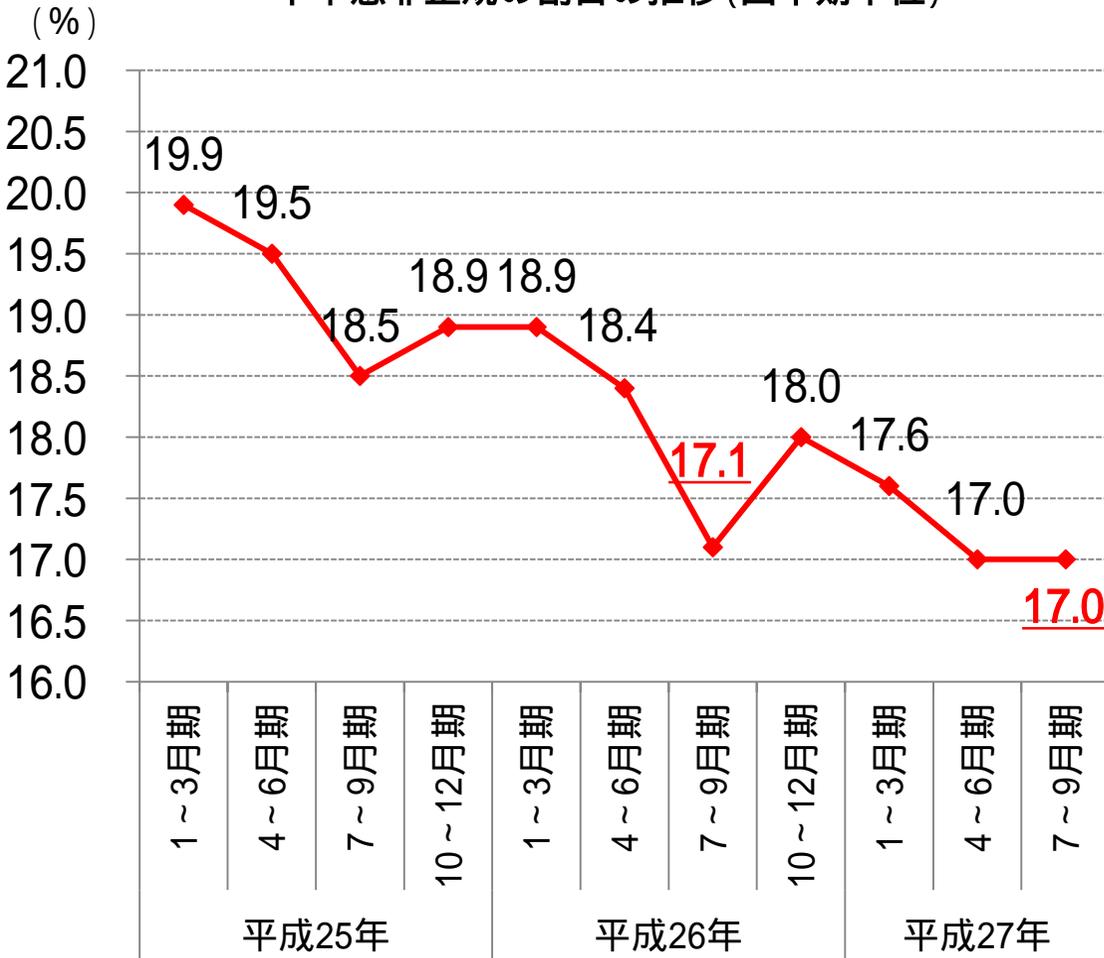
3)不本意非正規:現職の雇用形態(非正規雇用)についての主な理由が「正規の職員・従業員の仕事がないから」と回答した者。

割合は、非正規雇用労働者のうち、現職の雇用形態についての主な理由に関する質問に対して、回答をした者の数を分母として算出している。

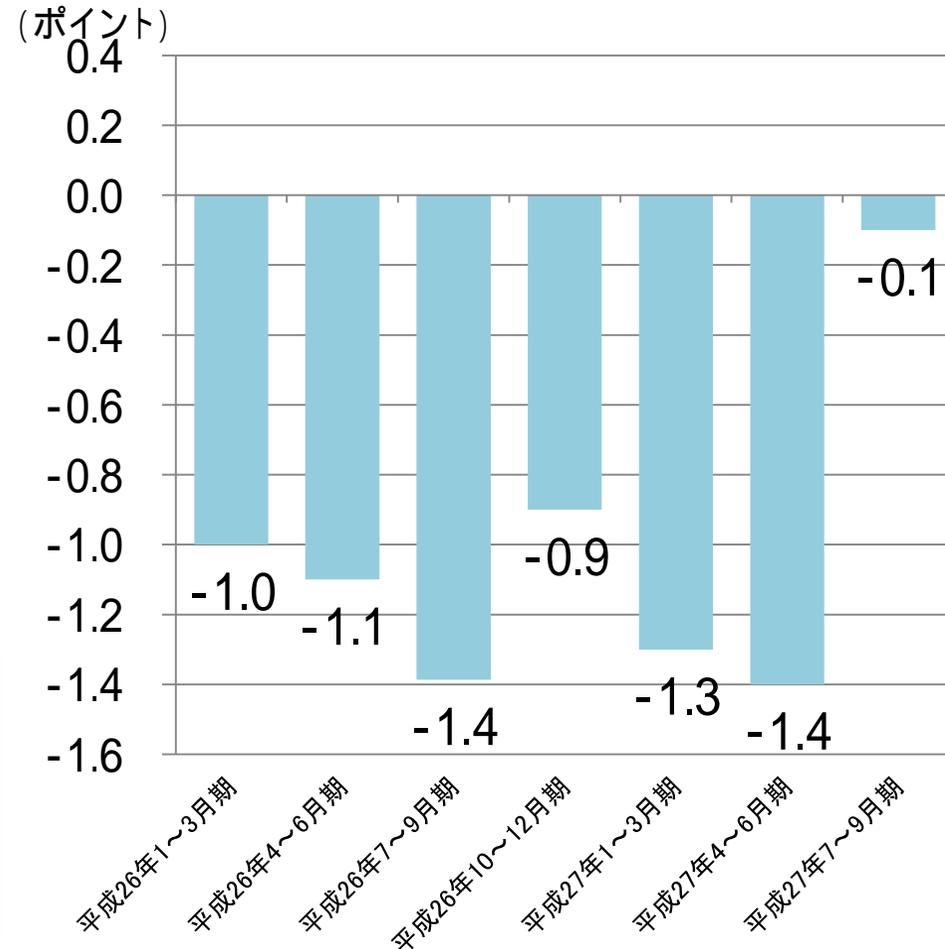
# 【不本意非正規の割合の推移(男女計・四半期単位)】

不本意非正規の直近の割合は17.0%となっていて、対前年同期比で減少しています。

## 不本意非正規の割合の推移(四半期単位)



## 不本意非正規の割合の推移(対前年同期増減)



(資料出所)総務省「労働力調査(詳細集計)」

(注)1)非正規雇用労働者:勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」である者。

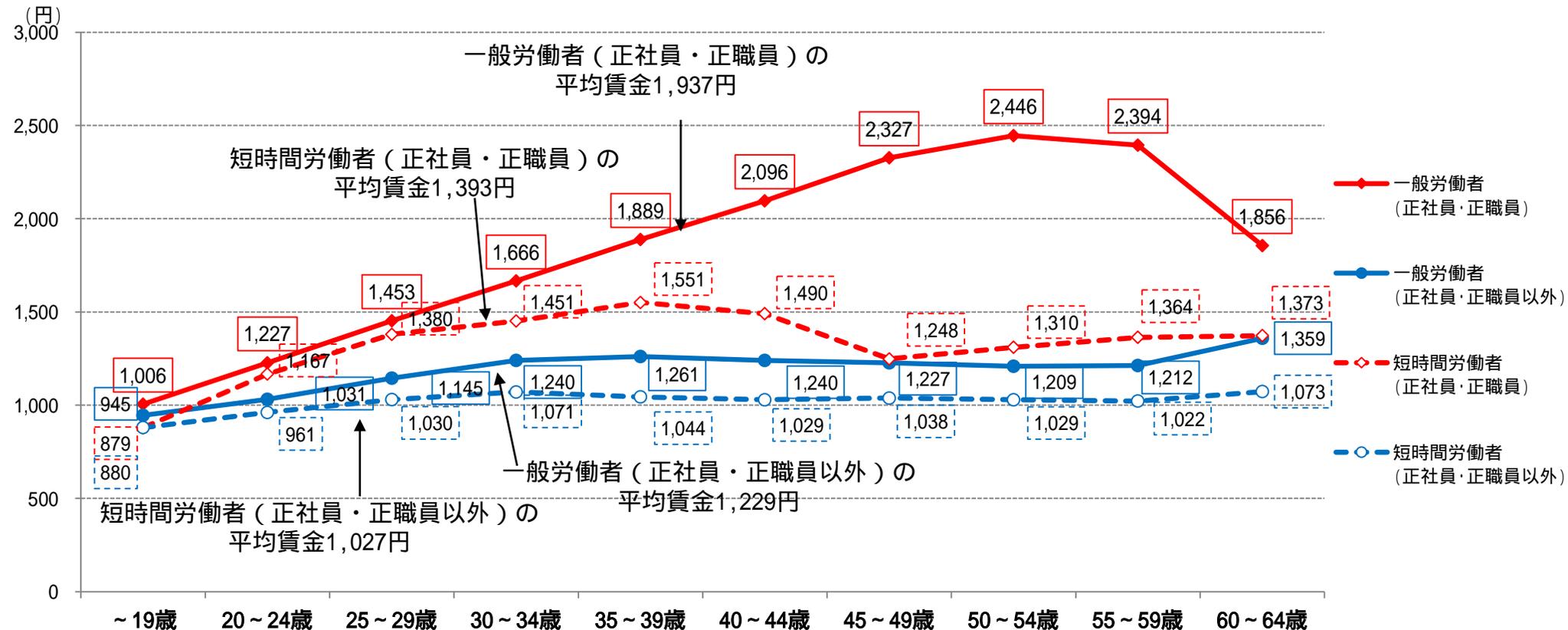
2)不本意非正規:現職の雇用形態(非正規雇用)についての主な理由が「正規の職員・従業員の仕事がないから」と回答した者。

割合は、非正規雇用労働者のうち、現職の雇用形態についての主な理由に関する質問に対して、回答をした者の数を分母として算出している。

# 【賃金カーブ(時給ベース)】

一般労働者(正社員・正職員)の平均賃金は1,937円、一般労働者(正社員・正職員以外)の平均賃金は1,229円となっています。

短時間労働者(正社員・正職員)の平均賃金は1,393円、短時間労働者(正社員・正職員以外)の平均賃金は1,027円となっています。



(資料出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成26年) 雇用形態別表: 第1表

(注) 1) 賃金は、平成26年6月分の所定内給与額。

2) 一般労働者の平均賃金は、所定内給与額を所定内実労働時間数で除した値。

3) 一般労働者: 常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者。

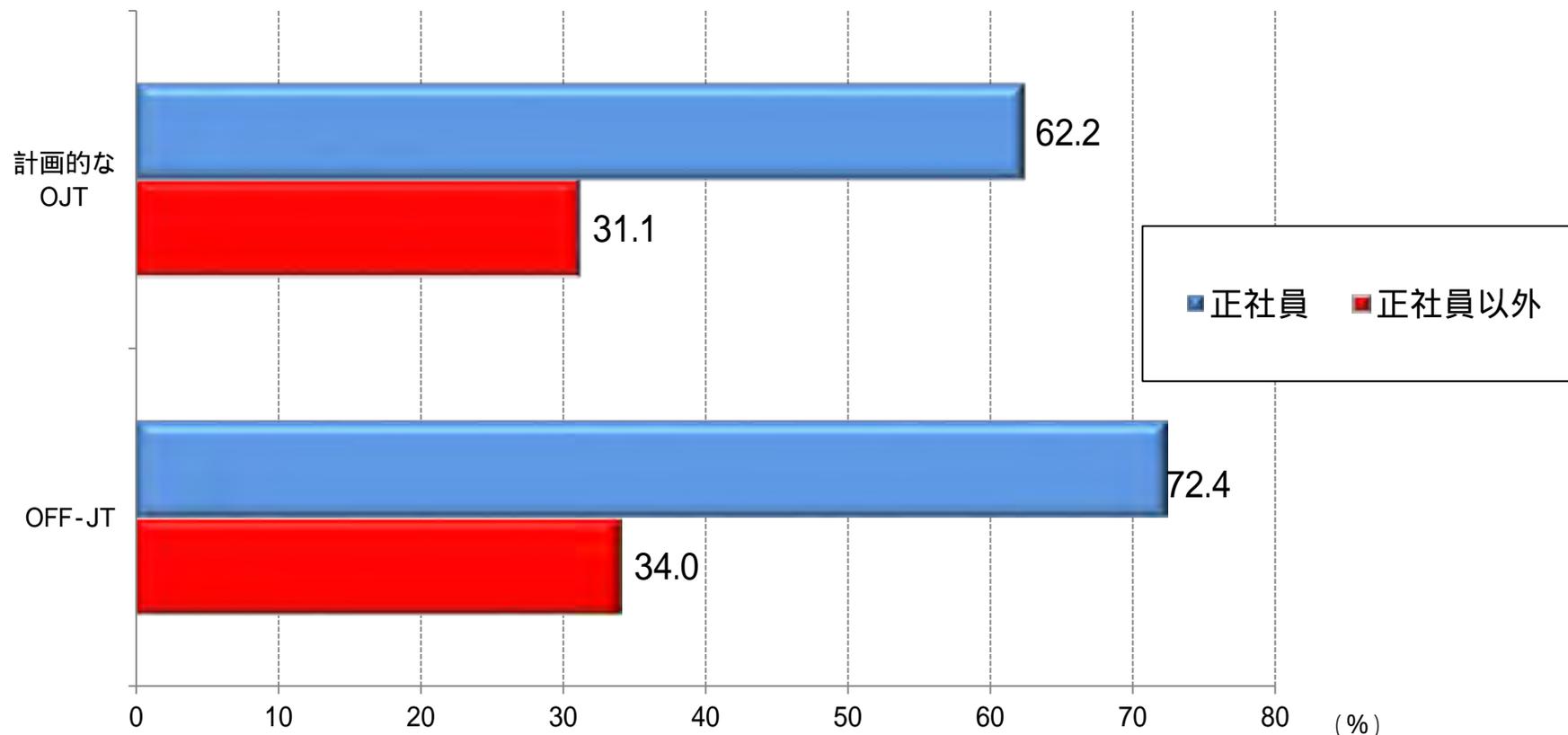
4) 短時間労働者: 同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者。

5) 正社員・正職員: 事業所で正社員・正職員とする者。

6) 正社員・正職員以外: 事業所で正社員・正職員以外の者。

## 【事業所における教育訓練の実施状況】

正社員に教育訓練を実施している事業所は、計画的なOJT、OFF-JTのいずれも、正社員の約半数となっています。



(資料出所) 厚生労働省「平成26年度能力開発基本調査」(調査対象年度は平成25年度) 事業所調査 第1表

(注) 1) 正社員: 常用労働者のうち、雇用期間の定めのない者であって、パートタイム労働者などを除いた社員。

2) 正社員以外: 常用労働者のうち、「嘱託」「契約社員」「パートタイム労働者」又はそれに近い名称で呼ばれている者など。派遣労働者及び請負労働者は含まない。

3) 計画的なOJT: 日常の業務に就きながら行われる教育訓練のことをいい、教育訓練に関する計画書を作成するなどして教育担当者、対象者、期間、内容などを具体的に定めて、段階的・継続的に教育訓練を実施することをいう。例えば、教育訓練計画に基づき、ライン長などが教育訓練担当者として作業方法等について部下に指導することなどが、これに含まれる。

4) OFF-JT: 業務命令に基づき、通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練(研修)のことをいう。例えば、社内で実施(労働者を1カ所に集合させて実施する集合訓練など)や、社外で実施(業界団体や民間の教育訓練機関など社外の教育訓練機関が実施する教育訓練に労働者を派遣することなど)が、これに含まれる。

# 【各種制度の適用状況】

適用されている各種制度割合は、正社員に比べて正社員以外は大きく下回っています。

就業形態・年齢階級・ 在籍期間・職種		雇用保険	健康保険	厚生年金	企業年金	退職金 制度	財形制度	賞与支給 制度	福利厚生 施設等の 利用	自己啓発 援助制度	フルタイム 正社員 への転換 制度	(%)
総	数	82.6	81.6	80.4	20.0	52.4	31.6	64.2	42.1	26.2	11.1	
	正社員	92.5	99.3	99.1	29.9	80.6	48.3	86.1	54.2	36.8	10.9	
	正社員以外の労働者	67.7	54.7	52.0	5.0	9.6	6.4	31.0	23.8	10.1	11.4	
	契約社員(専門職)	83.0	87.6	83.5	6.1	14.2	8.4	42.8	34.0	12.7	18.3	
	嘱託社員(再雇用者)	81.1	87.4	82.9	15.6	15.7	15.0	55.7	41.6	14.0	3.2	
	出向社員	88.5	91.6	90.0	53.9	79.2	63.0	85.9	74.6	53.9	10.6	
	派遣労働者	83.8	81.1	76.5	3.6	10.9	4.0	15.8	26.6	13.2	4.7	
	登録型	84.8	80.4	75.4	1.4	1.8	0.7	3.8	24.3	10.6	3.9	
	常時雇用型	82.7	81.9	77.8	6.2	21.5	7.8	29.9	29.2	16.3	5.7	
	臨時労働者	19.4	14.5	14.8	1.2	7.4	2.4	11.4	8.5	1.9	5.2	
	パートタイム労働者	60.6	37.6	35.3	1.5	4.3	3.1	23.9	17.6	7.3	11.7	
	その他	83.1	82.3	80.0	5.4	12.0	5.3	42.6	26.7	9.7	14.6	

(資料出所)厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」平成26年 個人調査 第14表

(注) 1) 調査回答には制度の「あり」、「なし」、「不詳」の3つがあり、上記割合は「あり」と回答した者の割合。

2) 派遣労働者は、派遣元での状況についての回答とした。

3) 契約社員(専門職): 特定職種に従事し、専門的能力の発揮を目的として雇用期間を定めて契約する者。

嘱託社員(再雇用者): 定年退職者等を一定期間再雇用する目的で契約し、雇用する者。グループ企業の退職者を含む。

出向社員: 他企業より出向契約に基づき出向してきている者(出向元に籍を置いているかどうかは問わない)。

派遣労働者: 労働者派遣法に基づき派遣元事業所から調査対象事業所に派遣された者。

臨時労働者: 常用労働者に該当しない労働者(雇用契約期間が日々又は1か月以内の労働者のうち、平成26年8月又は9月に雇われた日数がいずれかの月において17日以下である者)。

パートタイム労働者: 常用労働者のうち、フルタイム正社員より1日の所定労働時間が短い、1週間の所定労働日数が少ない者。